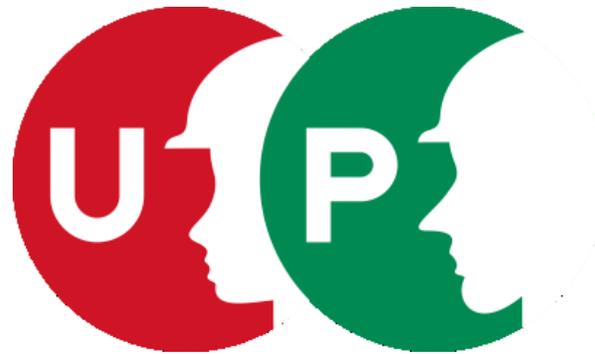


建設キャリアアップシステムについて



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保

技能者の処遇改善に向けて

<能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

<処遇改善の環境整備>



技能者の登録料

【料金】

- インターネット申請
 - 簡略型 2,500円
 - 詳細型 4,900円
- 認定登録機関申請 4,900円

カードの有効期間 10年

※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合には、1,000円で再発行

※在留資格が「特定技能」、「技能実習」、「外国人建設技能者受入事業」の資格で建設キャリアアップシステムの登録をご予定の方はインターネット申請の簡略型・詳細型による登録、認定登録機関申請の詳細型による登録いずれの方式の登録でも国交省の定める要件を満たすものとなります。



技能者情報のイメージ	
ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55-1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者	型枠 2016.06.20
技能講習	玉掛け 2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
職保	労働健康 建設共済
専修	厚生年金



カードの色で、取引先や顧客等に技能レベルをPR

※レベル2以上のカードを発行するには詳細型にてご登録の上、別途レベル判定システムへのお申込みを頂く必要があります。

■簡略型と詳細型

○簡略型(インターネット申請のみ)

本人情報、所属先情報、職種・経験等、各種社会保険情報(労災保険特別加入を除く)を登録できます。

○詳細型

簡略型にて登録した情報に加え、資格等全ての情報を登録できます。

○簡略型⇒詳細型への切り替え

変更申請にて切り替え手続きが可能です。※別途手数料2400円が発生します。

■登録の流れ

申請

インターネットの入力画面もしくは申請書に登録情報の入力(記入)を行います。

ご用意いただくもの

- ・各種同意書※ご本人様、代行業業者・所属先事業者様の署名が必要です。
- ・各種確認書類(在留カード等)



審査

審査機関にて申請内容の確認を行います。
※申請に不備がある場合は修正のうえ再申請を行う必要があります。

カードの受け取り

ご登録いただいた住所(現住所またはカード送付先住所)に建設キャリアアップカード一式を送付いたします。

送付されるもの

- ・建設キャリアアップカード
- ・カード台紙

※カード台紙にはログイン情報(ID/パスワード/セキュリティコード)が記載されています。



Step.1 情報の登録・登録料の支払 (技能者の方)

技能者

- 必須情報(簡略型・詳細型)
 - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報(詳細型のみ)
 - ・労使保険特別加入
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴 等

☆下請事業者の方

Step.1 情報の登録・登録料の支払

事業者 下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

☆元請事業者の方

Step.1 情報の登録・登録料の支払

事業者 元請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積



Step.6 経験の見える化

いつ、どの現場で、どの職種で、どの立場（職長など）で働いたのか、日々の就業実績として電子的に記録・蓄積されます



技能者と所属事業者の関連付け

元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報（氏名、職種、立場（職長等））を登録

- ・請負回数
- ・所属技能者の情報 等

Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等



【一般のカード（表面）】

【ゴールドカード（表面）】

【裏面】

※カード赤枠部分が技能者ID（14桁）

- ・ ICカードには、ICチップが内蔵されています（非接触型のICカード）。
- ・ ICチップには、データとして技能者IDを記憶させています。
- ・ ICチップ内のデータは暗号化等のセキュリティ対策が施されています。

建設分野における在留資格ごとの受入基準

	特定技能	技能実習	外国人建設就労者受入事業
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 外国人受入れに関する計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 建設業者団体が共同して設立した団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正監理計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること <p>等</p>
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ▶日本人と同等以上の報酬を ▶安定的に支払い、 ▶技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ▶日本人と同等以上の報酬を ▶安定的に支払うこと 雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること ※1号実習生は、2号移行時までに登録完了すればよい 等 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ▶日本人と同等以上の報酬を、 ▶安定的に支払い、 ▶技能習熟に応じて昇給を行うこと 外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと ※優良な実習実施者・監理団体については免除 	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと

※技能実習における人数枠の設定(下線部分)は2022年4月1日より適用予定